

守谷市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

守谷市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成16年守谷市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

久保ヶ丘三丁目地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された久保ヶ丘三丁目地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域
-----------------	--

別表第2に次のように加える。

久保ヶ丘三丁目地区整備計画区域	住宅A地区	次に掲げる建築物以外の建築物 1 一戸建て専用住宅及びそれに付属する建築物
	住宅B地区	1 寄宿舎，下宿 2 事務所，店舗，飲食店その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるもの 3 ホテル，旅館 4 ボーリング場，スケート場，水泳場その他これらに類するもの 5 神社，寺院，教会その他これらに類するもの 6 病院 7 公衆浴場 8 自動車教習所 9 単独車庫 10 畜舎（15㎡を超えるもの） 11 工場（パン屋，米屋，豆腐屋，菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので，作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの（原動機の出力の合計が0.75KW以下のものに限る。）を除く。） 12 自動車修理工場 13 危険物の貯蔵又は処理に供するもの

別表第5に次のように加える。

久保ヶ丘三丁目地区整備計画区域	住宅A地区	180㎡	
	住宅B地区		

別表第6に次のように加える。

議案	頁数
59号	2

久保ヶ丘三丁目地区整備計画区域	住宅A地区 住宅B地区	建築物の外壁等の後退距離は次のとおりとする(角地における角切り部分は除く) ① 道路境界線から1.2 m ② 1階の壁面線は隣地境界線から1.2 m ③ 2階の壁面線は北側隣地境界線から3.0 m	次の建築物又は建築物の部分 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3 m以下の建築物の部分 2 建築物に付属する軒の高さが2.3 m以下で、かつ、床面積の合計が5 m ² 以内の物置 3 軒の高さが2.3 m以下の自動車車庫
-----------------	----------------	---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案	頁 数
59号	3